

第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成27年6月12日に開催された「第13回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

1 委員長の選任について

平成27年3月をもって、前期（平成25年3月30日～平成27年3月29日）任期が満了し、新たな任期（平成27年3月30日～平成29年3月29日）開始後初の委員会開催であったことから、委員長及び委員長の職務代理者の選任を行った。

前期に引き続き山下委員（弁護士）が委員の互選により委員長に選出された。

また、委員長の職務代理者には、西田委員（公認会計士）が、山下委員長から指名された。

2 報告

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料2**

事務局から**資料2**により報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 前回の資料と比較すると、免除中の人数が減少し、返還請求中の人数が増加しているが、これは、現在、返還請求中で滞納なしの者が、今後、免除手続を行うことで、免除中が増加すると考えればよいか。
- （事務局）そのとおりである。現在返還請求中で滞納なしの者については、今後免除手続を行った場合は「免除中」に、返還金額を全額支払った場合は「返還済」に区分されることになる。したがって、「免除中」の構成比75.7%も、今後増加する見込みである。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料3**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料3**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 判決の結果については、委員会としても裁判手続に着手することを承認している以上、市の主張が認められて安堵している。

監理委員会は、これまでも付言に沿った形で取り組んできたので、特に判決の付言があったからといって改めなければならないわけではなく、これまでの監理委員会の姿勢でそのまま行くように、という裁判所の示唆であると思うので、今後も引き続き、従来の姿勢で取り組みを進めたい。